

(案)

第六次国有林野施業実施計画書

第一次変更計画
(嶺北仁淀森林計画区)

自 令和 6 年 4 月 1 日

計画期間

至 令和 11 年 3 月 31 日

[変更年月 令和 8 年 3 月]

四国森林管理局

第六次国有林野施業実施計画（嶺北仁淀森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日付け農林水産省訓令第 2 号）第 14 条第 2 項に基づき、以下のとおり変更する。

なお、本変更計画は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

【変更理由】

- ① 林分状況等による主伐の見直しのため、主伐量及び更新量を変更
- ② 災害復旧等のため、治山計画の渓間工及び山腹工を追加

【変更する項目】

- 2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量
 - (4) 伐採総量
 - (5) 更新総量
- 5 治山に関する事項

※本計画書内に関して共通する注釈

- 1. 集計表は、単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。
- 2. 下線部は、変更箇所である。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(4) 伐採総量

(単位: m³、ha)

区分	林地					林地以外	合計
	主伐	間伐	小計	臨時伐採量	計		
山地災害防止タイプ	—	14,824 (118)	14,824				
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	—	—	—				
水源涵養タイプ	スギ分散伐区	76,651	—	76,651			
	ヒノキ分散伐区	140,840	—	140,840			
	スギ長伐期	—	103,774 (704)	103,774			
	ヒノキ長伐期	—	269,471 (1,868)	269,471			
	複層林	6,724	27,488 (195)	34,212			
	スギ長伐期複層林	28,486	13,665 (92)	42,151			
	ヒノキ長伐期複層林	14,987	69,502 (510)	84,489			
	択伐	146	1,369 (9)	1,515			
	ぼう芽分散伐区	3,560	—	3,560			
	施業群設定外	—	1,479 (9)	1,479			
計		271,394	486,748 (3,387)	758,142			
合計		271,394	501,572 (3,505)	772,966	47,200	820,166	— 820,166
年平均		54,281	100,314 (701)	154,595	9,440	164,035	— 164,035

注: () は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位 : m³)

市町村名	林 地					林地 以外	合 計
	主伐	間伐	小計	臨時 伐採量	計		
本山町	14,158	77,127	91,285				
大豊町	48,611	43,708	92,319				
土佐町	34,251	59,421	93,672				
大川村	2,936	40,622	43,558				
いの町	116,706	193,994	310,700				
仁淀川町	<u>54,732</u>	86,700	<u>141,432</u>				
計	<u>271,394</u>	501,572	<u>772,966</u>				

注：臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ [°]	自然維持 タイプ [°]	森林空利用 タイプ [°]	快適環境 形成タイプ [°]	水源涵養 タイプ [°]	合 計
人工 造林	単層林造成	—	—	—	—	<u>291</u>	<u>291</u>
	複層林造成	—	—	—	—	70	70
	計	—	—	—	—	360	360
天 然 更 新	天然下種第1類	—	—	—	—	—	—
	天然下種第2類	—	—	—	—	13	13
	ぼう芽	—	—	—	—	17	17
	計	—	—	—	—	30	30
合 計		—	—	—	—	<u>391</u>	<u>391</u>

5 治山に関する事項

位 置 (林班)	区 分	工 種	計 画 量
2、4、6、7、8、10、11、13、18、19、20、23、24、26、28、44、45、46、47、61、77、78、79、80、91、92、110、111、115、205、206、209、212、226、227、231、233、240、248、249、255、257、258、259、264、266、267、268、269、272、273、277、279、280、281、283、284、288、289、291	保安林の整備	その他 (森林整備)	10,945.43ha
[2、4～10、116]、[11～20、35～38]、[21～28]、[29～34]、[39～43]、[44～49]、[50～52]、[54]、[61、62、117]、[63～68]、[77～85]、[110、111]、[208～212]、[213～216]、[225、226、231]、[227～230]、[232、234～239]、[233]、[240～243]、[244～249]、[250～254]、[260～264]、[265～270]、[271～274]、[279～282]、[283～290] [291、292]	保全施設	渓間工	27 箇所
[2、4～10、116]、[21～28]、[44～49]、[61、62、117]、[63～68]、[205、206]、[213～216]、[244～249]、[260～264]、[271～274]、[283～290]		山腹工	11 箇所
合 計	保安林の整備	その他	10,945.43ha
	保全施設	渓間工	27 箇所
		山腹工	11 箇所
		計	28 箇所

注1：林班[]の区分は、事業評価の地区単位。

注2：保全施設の計は、渓間工・山腹工で重複する箇所は1箇所として集計した。

注3：災害復旧等緊急を要する場合には、計画箇所以外においても実行可能。